

市税関係証明・閲覧の発行窓口一覧

○は発行可能な窓口です。△の休日窓口サービスでは受付のみを行い、後日証明書を発送します。

	証明書等の名称	内容等	市民税課、 緑市税事務所、南市 税事務所、城山・津久 井・相模湖・藤野の各 まちづくりセンター	まちづくりセンター	連絡所		出張所		休日窓口 サービス
				左記以外 (注1)	牧野 佐野川	左記以外	串川・鳥屋・ 青野原・青根		
市民税 関係 証明書	市民税・県民税課税(非課税・所得)証明書	税額、所得、所得控除、扶養控除人数等	○	○	○	○	○	○	△
	法人所在証明書	市内法人の所在地、名称等(委任状不要)	○	—	○	—	○	○	—
	個人営業証明書	屋号、事業種類、開設年月日等	○	—	○	—	○	○	—
納税 関係 証明書	市・県民税納税証明書	納付済額、未納額等	○	○	○	○	○	○	△
	固定資産税・都市計画税納税証明書(償却資産含む)	納付済額、未納額等	○	○	○	○	○	○	△
	軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)	対象車両の軽自動車税(種別割)に未納がないこと(委任状不要)	○	○	○	○(注2)	○(注2)	○	△
	軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用を除く)	納付済額、未納額等	○	○	○	○	○	○	△
	法人市民税納税証明書	納付済額、未納額等	○	—	○	—	○	○	—
	事業所税納税証明書	納付済額、未納額等	○	—	○	—	○	○	—
	未納の税額がない証明書	未納の税額がないこと(国民健康保険税を除く)	○	—	○	—	○	○	—
滞納処分を受けたことのない証明書	滞納処分を受けたことのないこと(国民健康保険税を除く)	○	—	○	—	○	○	—	
資産税 関係 証明書	土地・家屋課税台帳記載事項証明書(評価証明書)	所在地番、価格(評価額)、課税標準額等	○	—	○	—	○	○	—
	土地・家屋課税台帳記載事項証明書(訴訟用評価証明書)	所在地番、価格(評価額)等 地方税法施行令第52条の15の表の第4号用 (裁判費用の算定用等で使用します。)	○	—	○	—	○	○	—
	土地・家屋公課証明書	所在地番、価格(評価額)、筆・棟ごとの税額相当額等	○	—	○	—	○	○	—
	土地・家屋名寄帳記載事項証明書	全資産の明細(償却資産を除く)	○	—	○	—	○	○	—
	固定資産税・都市計画税課税証明書	全資産の合計税額(償却資産を除く)	○	—	○	—	○	○	—
	地方税法第422条の3価格決定通知書	所在地番、価格(評価額)等の通知 (委任状不要。法務局登記官押印のある「固定資産評価証明書 交付依頼書」が必要です。)	○	—	○	—	○	○	—
	家屋滅失証明書	家屋が滅失したこと	○	—	○	—	○	○	—
	家屋不存在証明書	家屋課税台帳にその地番、名義の家屋は登録がないこと	○	—	○	—	○	○	—
	無資産証明書	土地・家屋課税台帳に登録された資産がないこと	○	—	○	—	○	○	—
	償却資産課税台帳記載事項証明書	価格(評価額)、課税標準額等	○	—	○	—	○	○	—
住宅用家屋証明書	租税特別措置法に規定する登録免許税軽減措置に該当する家 屋であること(委任状不要)	○	—	—	—	—	—	—	
閲覧	公図(固定資産課税資料地図)	土地の位置・形状など。課税資料として毎年4月1日にその年の1 月1日現在の土地の状況に更新します。(委任状不要) 登記用の公図については法務局相模原支局(Tel042-753-2110) で閲覧可能です。	○	—	—	—	○	○	—
	土地・家屋課税台帳	所在地、価格等(課税台帳記載事項証明書と同じ内容) コピーはできません。必ず返却してください。	○	—	○	—	○	○	—
	償却資産課税台帳	価格(評価額)、課税標準額等	○	—	○	—	○	○	—

(注1) 橋本、中央6地区、大野南の各まちづくりセンターを除く。

(注2) 未納の場合は発行することができません。